

令和4年度 堺市認知症対応型サービス事業開設者研修 募集要項

1. 目的

認知症介護に関する基本的な知識及び認知症に対応した介護サービス事業の運営に必要な知識を修得することを目的とします。

2. 日程

令和5年2月21日（火） 13：15～16：55（受付13：00～）

令和5年2月22日（水） 10：00～16：55（受付 9：45～）

3. 研修の受講について

堺市認知症対応型サービス事業開設者研修は、全カリキュラムにおいて同時視聴型双方向研修（Zoom）を用いてオンラインで実施します。実施をする上での留意事項につきましては、受講決定者にお知らせを送付いたします。

4. 受講対象者

堺市の小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者

※現在の法人代表者が当該研修を修了していない場合は、必ず受講してください。

※現在の法人代表者が、実践者研修（旧基礎課程）、実践リーダー研修（旧専門課程）、認知症高齢者グループホーム管理者研修、認知症介護指導者養成研修、認知症高齢者グループホーム開設予定者研修を修了している場合は、受講の必要はありません。

5. 定員 10名程度

6. 受講料 4,000円

※受講決定通知に同封する納付書にてお支払いください。

※受講料を納付された後は、受講を取りやめた場合でも、原則として受講料の返還はいたしませんので、ご了承ください。

※受講料に関するお問い合わせは、下記へお願いいたします。

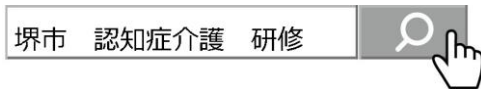
＜受講料問合せ先＞

堺市健康福祉局長寿社会部長寿支援課企画係 TEL：072（228）8347

7. 申込方法

堺市ホームページ及び大阪府社会福祉事業団ホームページに掲載している各研修の「受講申込書」に必要事項を記入の上、大阪府社会福祉事業団まで郵送または持参にてお申し込みください。

堺市：http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/koreishafukushi/dementia/kaigo_kensyuu.html



大阪府社会福祉事業団：
<http://www.osj.or.jp/index2.html>



8. 申込締切

令和5年 1月18日(水) 16:00(必着)

9. 受講決定

申込が多数の場合は、選考のうえ受講者を決定し、受講が決定された方には決定通知を、受講頂けない方についてはその旨の通知を郵送いたします。

※通知の発送は、2月初旬を予定しています。

10. 修了証書

本研修の全課程を修了された方には、修了証書を交付します。次の場合は、受講を取り消し修了証は発行されません。なお、受講料の返還もいたしません。

- ・全課程の出席が出来なかった場合。遅刻・早退も認められません。(画面上で着席が認識できない場合も出席と認められません。)
- ・レポートの提出がない場合。または、内容に不備があり再提出を求めたが、その再提出がない場合。
- ・受講態度が著しく不良(グループワークに積極的に参加しない、途中退席、居眠り、携帯電話・タブレットの使用など)の場合。

11. その他

- ・本研修は、堺市認知症対応型サービス事業管理者研修と合同で実施します。
- ・本研修の申込書に記載された個人情報は、受講者の決定等、本研修の円滑な運営のために使用します。

12. 申し込み・問い合わせ先

本研修は堺市から委託され社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が実施しています。申し込み・問い合わせは下記にお願いします。

〒562-0012 大阪府箕面市白島三丁目5番50号
社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 堺市認知症介護実践研修等事務局
TEL：072-724-8167 email: ninken@osj.or.jp